

別表第2 (第7条関係)

日中一時 支援に要 する費用 の額	単位数表				
	サービスコード		サービス内容		算定単位
	種類	項目	対象者	利用単位	
	97	1111	障害者	登録事業所 1／4日	173 単位
	97	1112		登録事業所 2／4日	345 単位
	97	1113		登録事業所 3／4日	518 単位
	97	1121	療養介護対 象者	医療機関である登録事業所 1／4日	716 単位
	97	1122		医療機関である登録事業所 2／4日	1,432 単位
	97	1123		医療機関である登録事業所 3／4日	2,148 単位
	97	1211	障害児	登録事業所 1／4日	159 単位
	97	1212		登録事業所 2／4日	318 単位
	97	1213		登録事業所 3／4日	477 単位
	97	1221	重症心身障 害児	医療機関である登録事業所 1／4日	716 単位
	97	1222		医療機関である登録事業所 2／4日	1,432 単位
	97	1223		医療機関である登録事業所 3／4日	2,148 単位
	97	1231	遷延性意識 障害者等	医療機関である登録事業所 1／4日	457 単位
	97	1232		医療機関である登録事業所 2／4日	913 単位
	97	1233		医療機関である登録事業所 3／4日	1,370 単位
	97	2000	食事提供体制加算		42 単位
	97	3000	送迎加算（片道）		54 単位
	97	4000	入浴加算		100 単位
	97	5010	利用者負担上限額管理加算		150 単位

(注)

- 日中一時支援に要する費用は、上記の表により算定した単位に10円を乗じて得た額を月ごとに合計し、合計額に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）第1号で定める地域区分ごとの短期入所の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 食事提供体制加算の認定は、政令第17条第1号に掲げる者のうち、法第5条第23項に規定する支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（政令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この表において同じ。）にあっては、その配偶者に限る。）について法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（当該指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）である者、政令第17条第2号から第4号までに掲げる者その他これらに準ずる者に対して、日中一時支援のサービス利用時間内に食事の提供を行った場合にするものとする。
- この表において「療養介護対象者」とは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。
 - 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）第1条第7号に規定する区分に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。
 - 省令第1条第6号又は第7号に規定する区分に該当し、進行性筋萎縮症に罹患し

	ている者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であること。 4 この表において「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。 5 この表において「遷延性意識障害者等」とは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。 (1) 省令第1条第2号から第7号までに規定する区分のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する状態のうち5以上の状態に適合し、又はこれに準ずる状態の者であること。 (2) 省令第1条第2号から第7号までに規定する区分のいずれかに該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断されていること。 (3) 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）に規定する区分1、区分2又は区分3のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が定める基準に規定する状態のうち5以上の状態に適合し、又はこれに準ずる状態の者であること。 (4) 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分に規定する区分1、区分2又は区分3のいずれかに該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断されていること。 6 この表に規定する加算の要件は、次の各号に掲げる加算の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 食事提供体制加算 日中一時支援の当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたもの（当該食事の提供に関する業務を第三者に委託する場合を含む。）について加算する。ただし、加算の回数は、1回のサービス提供につき1回を限度とし、日中一時支援のサービス利用時間内で食事の提供を行った場合のみ算定可能とする。 (2) 入浴加算 日中一時支援の当該施設内の入浴サービス設備を利用して、入浴中の利用者の介助を行った場合1回につき所定の単位数を加算する。ただし、加算の回数は、1日につき1回を限度とし、日中一時支援のサービス利用時間内で入浴中の介助を行った場合のみ算定可能とする。 (3) 送迎加算 日中一時支援登録事業所と居宅その他利用者の利便性を考慮し、利用者又はその保護者との協議により定めた場所との間の送迎を行った場合における片道の送迎サービス報酬について、所定の単位数を加算する。
--	--